

災害等による休講措置に関して

【ご意見・ご要望】(投稿日:2021年5月21日)

現在、京都大学が災害などによって休講措置を取るために具体的に定めてある条件が①京都市内に特別警報または暴風警報が発令される②京都市バスが運休する③JR,阪急,京阪,近鉄,市営地下鉄のうち3社以上が運休する④キャンパスを含む地域で震度6弱以上の地震が発生するの4点となっていますが、異常気象の被害が甚大化する傾向にある現在、災害や非常事態への対応として学生の生命の安全を守るのに充分でない部分があると考え以下の通り条件の追加について提案します。

- ・①に関して、気象警報全般が「重大な災害が発生するおそれのあるときに」発表されるものであるから気象警報全般を条件に加えること
- ・③に関して鉄道各社が大雨や台風が見込まれる際に事前運休を発表するようになったことを考慮し、「2社以上が事前に運休を予告した場合に休講措置の実施を事前に決定する」などの対応を加えること
- ・4点の条件のほかに、「キャンパスを含む地域に避難指示が発令された場合」を加えること

以上3点です。学生の安全を守るためにぜひとも検討をよろしくお願いいたします。

【回答】(回答日:2021年5月28日)

(回答部署:教育推進・学生支援部教務企画課)

ご意見ありがとうございます。

平成31年3月12日総長裁定制定「京都大学における災害等に伴う休講等の措置等に関する取扱要項」では、同要項に明記している災害又は不測の事態の発生以外にも、大学として学生の皆さんの安全確保のために必要と部局長・担当理事が判断した場合には、休講等の措置をとることができるよう定めています。

同要項の第2条及び第5条に該当し、休講等の措置が講じられる場合も、その他の災害又は不測の事態が発生し、部局長・担当理事が休講措置をとる場合も、休講等の措置及びその終了についてはKULASIS Information、本学ホームページ等を通じて周知することとしていますので確認いただきますようお願いいたします。